

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年9月30日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部  
を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第2条の企業長が別に定める非常勤職員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第4号ア(イ)の企業長が別に定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</u></p> <p>(条例第2条の3の企業長が別に定める特別休暇等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 条例第2条の3第3号及び第2条の4の企業長が別に定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p><u>3 条例第2条の3第3号ウの企業長が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</u></p> <p>(2) <u>常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある</u></p>	<p>(条例第2条の企業長が別に定める非常勤職員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第4号ア(ウ)の企業長が別に定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</u></p> <p>(条例第2条の3の企業長が別に定める特別休暇等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 条例第2条の3第3号イの企業長が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</u></p> <p>(2) <u>常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある</u></p>

者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ (略)

(3) 前項に規定する事情に該当した場合

(条例第2条の4第3号の企業長が別に定める場合)

第3条の2 前条第3項の規定は、条例第2条の4第3号の企業長が別に定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ (略)

(条例第2条の4第2号の企業長が別に定める場合)

第3条の2 前条第2項の規定は、条例第2条の4第2号の企業長が別に定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。